

EDHC定款(案) ^{12/} ^{発行予定}



(1章 総 則)

1条 本会は EDHC (Ehime DX Hunters Club) と称す

2条 本会は営利を目的としないアマチュア無線の健全な発展を図る為 DX通信に関する情報又技術上の資料をしゆり集、交換し会員相互の技術の向上と友好を深めると共に無線科学の発展に寄与することを目的とする

3条 本会は前条の目的を達成する為次の事業を行なう

1. DX通信に関する資料のしゆり集、調査、研究
2. 機関紙の発行
3. その他本会の目的を達成する為に必要な事業

(2章 会 則)

4条 本会の会員は原則として愛媛県内に在住しDX通信に興味を有する者であること。

5条 本会の会員は次に掲げる会費を納入しなければならない

1. 入会金 15200 円とする
2. 会費は年額 1000 円とする(原則として半年分前払)
3. 封筒に宛名を書いた 12通 を提出する。
(自分の)

6条 会員は次の事由により資格を失う

1. 会費を3ヶ月以上納入しない者
2. 脱退
3. 死亡
4. 除名

7条 会員が次の各号のーに該当するときは理事会の決議を経てこれを除名することができる

- 1 脱法79条に定める従事者免許証又は76条に定める無期限免許状の取り消しを受けたとき
- 2 本会の事業を故意に妨害し又は本会の名誉を毀損する行為があったとき

8条 会員の権利は相続又は譲渡できない

2. 総会に於ける議決権は会員が有し人につき
1とす

3. 議決権は他の会員に委任して行使できる

(3章 役員)

9条 本会に次の役員をおく

理事 4名 監事 1名

2. 理事及び監事は総会において会員中から
選任する

10条 本会に会長1人 副会長1人 経路責任者1人
会計1人をおく

2. 会長は本会を代表する。会長事故あるときは副会長に代りあたる
3. 会長、副会長、連絡責任者、会計は理事の互選による

11条 会長は本会の業務について掌理統括する

2. 会長は総会及び理事会を招集しその議長を指名する
3. 理事は会長を補佐し本会の業務を執行する
4. 編集担当者は理事会の議を経て会員の中から専任する(任期は不定期とする)

12条 監事は会計及び役員職務を監査する。

13条 役員任期は1年とし総会において就任し退任する但し再任は就げない。

2. 役員の中に欠員を生じた場合その欠員が半数に至らないときは補充しない
3. 補充された役員の任期は前役員の残任期間とする

(4章 会 議)

14条 本会の会議は総会及び理事会とする

15条 総会を分けて通済総会及び臨時総会とする。

2. 通済総会は会計年度終了後1ヶ月以内に開催する

3. 臨時総会は次の各号のーに該当する場合に開催する

- 1) 会長が必要と認めたとき
- 2) 役員の中に欠員が半数以上生じたとき
- 3) 全会員の過半数以上から書面をもって要求があったとき

16条 会長は総会を招集する時会議の日から少なくとも10日以前に、日時、場所及び会議の目的を示した書面をもって会員に通知しなければならない。

17条 総会に附議する事項、は本定款において別に定めるものの外次のとおりとする

- 1) 事業計画
- 2) 業務報告
- 3) 定款の変更
- 4) 公費に関する事項及び収支決算
- 5) その他重要な事項

18条 総会は会員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2. 総会の決議は出席会員の過半数をもって行ない、可否同数の場合は議長が決するとする。
3. 定款の変更及び解散の決議は前項の規定にかかわらず出席会員の3/4以上をもって議決され

なればならない。

4. 8条の規定により議決権の行使を委任した会員は本条の適用については出席したものとみなす。

19条 理事会は理事を以て組織し本会の運営に必要な事項を審議決定する。

20条 本会の会計年度は毎月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(5章 附 則)

21条 本定款に必要な規則は理事会で定める。

22条 本定款は昭和44年10月1日より実施する。